平成２４年（フ）第１４６号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目78番地グリーンハイツ瑞穂303号
債務者　跡部　　悟
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２４年（フ）第７０号
佐賀県杵島郡大町町大字大町5280番地　９―３
債務者　川岡　弘治
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２４年（フ）第１５０号
盛岡市大館町23番65号　幸福荘11号
債務者　加瀬澤美心
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２４年（フ）第７７号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏68番地　県営住宅04棟003号
債務者　安田　園子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２４年（フ）第１６５号
愛知県一宮市開明字東沼18番地１
債務者　萩原　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２４年（フ）第３６０号
兵庫県三木市別所町小林734番地の358
債務者　池田　和子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第４６７号
神戸市兵庫区鍛冶屋町１丁目２番７号　岡村マンション303
債務者　織田　英子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第８０号
鹿児島県鹿屋市横山町2440番地４
債務者　木下　浩之
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
平成２４年（フ）第１４９号
青森市旭町１丁目８番５号
債務者　鈴木　友三
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第２１５号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央１丁目６番18―713号
債務者　熊谷　元義
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３０１号
千葉県松戸市北松戸２丁目８番地の１　ハイホーム北松戸205号
債務者　渡邉　春美（旧姓佐藤・上田）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３４５号
千葉県柏市若柴６番地25　第３関東マンション401号
債務者　西村　健吾
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３４６号
千葉県松戸市中和倉319番地
債務者　栗原　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３５２号
千葉県鎌ケ谷市東初富５丁目８番24―202号
債務者　柴田　雄光
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３６４号
千葉県野田市木間ケ瀬2338、住民票上の住所茨城県猿島郡境町大字蛇池528番地３
債務者　大沼　三浩
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３７７号
千葉県柏市つくしが丘１丁目３番８号　ドエル柏201号
債務者　田中加代子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２４年（フ）第３８３号
千葉県野田市桐ケ作413番地２
債務者　岩井よし子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部